

当財団では、2015年7月に「多様な主体間連携による地域のガバナンス手法研究会（座長：服部敦 中部大学工学部教授、略称：地域ガバナンス研究会）」を立ち上げ、海外の先進的な事例などを踏まえながら、地域課題を地域主導で解決していくためのガバナンス手法について調査研究を進めています。

今回は、2015年9月に実施した海外調査のうち後半部分であるイギリスの先進事例について、有田智一委員にご報告いただきます。なお、前半部分であるドイツの先進事例調査につきましては、前号（vol.194 2016.3）に掲載しております。

独・英における新たな都市・地域マネジメントの試みと課題（2）

ーイギリスの広域マネジメント施策：Local Enterprise Partnershipー

筑波大学システム情報系社会工学域教授 有田 智一 氏

*プロフィール

1965年 東京都生まれ。

1990年 東京大学大学院工学系研究科建築学専攻修了（修士）

1996年 University of Pennsylvania, Regional Science Dept.博士課程修了（Ph.D.）

1990年より 建設省（住宅局、都市局）（現国土交通省）、
建設省建築研究所（現国立研究開発法人建築研究所）、
国土技術政策総合研究所評価システム研究室長

2011年 London School of Economics and Political Science Senior Visiting Fellow

2012年 筑波大学システム情報系社会工学域教授（現職）。



1. 調査の概要

（1）調査の背景・目的

地域ガバナンス研究会では、わが国において都市・地域再生に関連する制度が相次いで整備され、地域主導のガバナンス（政策形成・運営による統治）の可能性が高まっていることを踏まえ、国内での調査と並行して独・英の先進事例調査を行うこととした。このうち本稿では、イギリスの広域マネジメント施策である Local Enterprise Partnership（以下、「LEP」）について、2015年9月に行った現地調査に基づきその成果や課題を報告する。

（2）調査の期間・対象

イギリスでの現地調査は2015年9月14日（月）～16日（水）にかけて実施した。LEPについては、中央政府のLEP担当者および学識経験者へ

のインタビューを実施するとともに、具体事例の調査対象としてWest of England LEP を選定し、West of England LEP 地域内のバース市におけるLEP政策関連担当者に対してインタビューを実施した。

また、16日（水）は、Old Oak and Park Royal Development Corporation（以下、「OPDC」）の担当者にもインタビューを実施している。イギリス中央政府設立による都市開発公社の役割等については日本でも紹介されているが、OPDCは、従前用途が産業・交通系用地であったところの大規模な再開発に際してロンドン市長によって設立されたものである（2011年のLocalism Actによって可能となった）。開発公社のガバナンス構造は、地域ガバナンス研究会の調査趣旨にかなう調査対象であったものの、OPDCはまだ設立間もない状況にあり、本稿の内容からは省くこととした。

LEPの概要についておおむね必要な情報は得

表1 インタビュー調査の概要

日 時	ヒアリング調査対象者 (所属)
9月14日 (月) : 10:30~11:30	Professor Gavin Parker (Univ. of Reading、プランニングスクール学科長)
9月15日 (火) : 14:30~17:00	Kaoru Jacques氏 (Planning Officer)、 ジョン・コークス氏 (Economic Development Manager) 【Bath and North East Somerset】
9月16日 (水) : 12:00~13:00	Claire O'Brien氏 (Head of Development Management)、 Ajit Atwal氏 (Project Support Officer)、 【Old Oak and Park Royal Development Corporation】
9月16日 (水) : 14:30~16:00	Terence Powell氏 : (Cities and Local Growth Division)、 Peter Sebastian氏 : (Enterprise Zones Division)、 Keith Thorpe氏 : (Housing Standards & Support Directorate)、 【Department for Communities and Local Government】

たものの、今後更にLEPのガバナンスに直接関与する担当者などへの追加調査を行うことが望ましい。

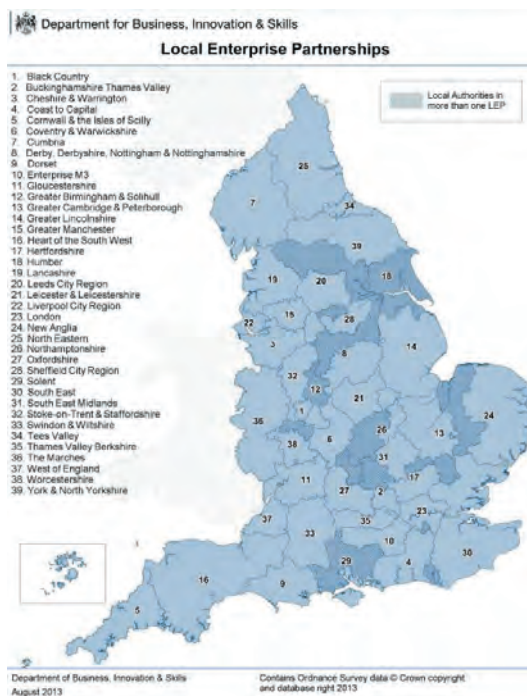
2. 調査内容

(1) Local Enterprise Partnership (LEP) の概要

LEPとは、イギリスにおける地域の経済開発の促進を目的とした地方自治体と民間企業のパートナーシップである。

1997-2010年までの労働党政権下では法(1998年)に基づき、ロンドンを除く8つの政府地域事務所の区域ごとにThe Regional Development Agencies(以下、「RDA」)が設立された。ロンドンでも2000年7月にLondon Development Agencyが設立された。これはイングランドの各地域における経済開発、地域全般にわたる社会的、物質的再生を実現することが目的であった。

2010年にイギリスでは政権交代がおり、保守党と自由民主党の連立政権(2015年まで存続)が成立した。この新しい政権は、「大きな社会(Big Society)」と「地域主義(Localism)」を柱とした地方分権促進を主要政策として打ち出した。この中で、行政区域ではなく実質的な経済圏を重視した効率的な地域経済支援を目的として、RDA



(※1)
図1 LEPの指定区域

を廃止し、その代わりとなる仕組みとしてLEPを設置することとなった。イングランド全ての地方自治体に対し、2010年9月初旬までにLEPの設立を申請するよう国から通知がなされ、当初64件のLEP設置提案が中央政府に提出された。2010年10月に24のLEPが最初の設立認定を受けた。2015年5月現在で、39のLEPが設立されている。これはイングランドのみをカバーしている(図1)。

(※1) 以下を参照(最終アクセス:2016年4月21日)

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/252793/bis-11-768-local-enterprise-partnerships-boundary-map-august-2013.pdf

LEPは労働党政権下で存在したRDAを代替する趣旨と理解される場合があるが、中央政府によればこれは正しくない。政府がRDAを設立した当時の設立理由は、主にイングランド南部と北部との間の経済的な格差に対処することであった。しかし、RDAが設置されていた10年の間に、南北の格差はますます拡大したとみなされている。RDAは政府によって設立され、政府の行政区域にしたがって作られた政府主導の組織であるが、これに対してLEPは地方政府とビジネス・企業とのパートナーシップ、特にビジネスの面に重点が置かれていることが重要な相違点である。

(2) Enterprise Zone (EZ) の概要

イギリスのEnterprise Zone (以下、「EZ」) は、1980年代初頭にサッチャー政権によって導入されたものが最初である。前述した政権交代に伴い、民間セクター主導の経済成長を促進する地域として2011年にEZを新たに指定することとなった。新しい仕組みにおいては、LEPだけがEZ設置申請の主体となることが可能となった。EZはLEPの区域内に1か所のみ指定可能とされ、国に対して申請する際にLEPと関係自治体の長が申請内容に同意していることが必要となった。申請内容作成に際しては、Department of Communities and Local Government (以下、「DCLG」) の担当部局がサポートする体制がとられている。現在は39か所のLEPに対し、24か所のEZが指定済みで、指定エリアの大きさは多様(28~485ha)である。EZは2015年度中に追加指定がなされる予定である。

(3) LEPの制度の仕組み

ア. LEPの設置承認時の中央政府による評価基準

中央政府は設置提案の内容を評価する際に以下の4つの基準を設定している。

- 基準1：提案は地域のビジネス界から支援を受けられるものである必要(単に1つの

ビジネスグループだけではなく、その地域のビジネス全体に支援されるもの)

- 基準2：経済の実態に即した境界設定が必要(以前のような政府が定めた境界ではなく)
- 基準3：LEPのエリアがカバーする地方政府からの支援を受けられるものである必要
- 基準4：付加価値を創出し野心的な内容、戦略的な考え方をもつ必要

イ. LEPの役割と具体的な活動

LEPに期待される役割は、政府の政策白書^(※2)に以下のように示されている。

- 政府とともに(交通インフラを含む)優先投資対象事業を定め、事業実現のための支援、コーディネートを行う
- 地域成長ファンドに対する助成申請プロポーザルをコーディネートする、あるいは直接申請を行う
- 新しい成長産業のハブを運営するためのコンソーシアムを支援し、実現に関与することで、高成長産業を支援する
- 国のplanning policy策定に対して要望活動を行い、戦略的計画申請の際には企業の関与を保証する
- 企業に対する規制が地域主体で実施されるような改革をリードする
- 戦略的な住宅提供を行う。そのための資金の調達や配分を支援する
- 地域の雇用主、職業あっせん所、訓練提供者とともに失業者の雇用を支援する
- 民間部門からの資金調達をてこ入れする
- 再生可能エネルギー開発とグリーン調達推進のため、資金面、非資金面の両面でのインセンティブの開拓を行う
- デジタルインフラ整備など、政府の優先事項の政策の実現に関与する

(※2) 参考文献2)を参照

LEPの活動の具体的な内容として、最も重要な活動は、Strategic Economic Plan（以下、「SEP」）を策定し政府に提出することである。SEPには、地域内で必要なプロジェクトとそれらの優先順位が規定される。その内容はインフラ整備関連、住宅関連および技能（教育）関連の3分野である。更に、LEP域内で個別のインフラ整備などや各種プロジェクトを進めるときに、LEPとしてプライオリティを付けて、ファンドを申請する役割もある。LEP内の個々の自治体と比べて、LEPがプロジェクトに優先順位を付ける影響力が強く、更に、自治体とビジネス界とが一緒に意思決定を行う仕組みとなっていることが大きな特徴である。当然LEP内でカバーされている自治体の代表者は全てLEPのボードに参加している。

このため、LEPの意思決定を行うボードにおいて行われる調整および意思決定は、自治体間や公民間の利害調整が必要となるため、確実に極めて困難なものとなるケースが多いとされる。

実際のプロジェクトの実施は、各自自治体のトップを通じて各自自治体を実施する。また、LEPが申請する資金先として、新しく設置されたものではなく、全てはDCLGや運輸省、ビジネス革新技能省の既存の予算の枠組みのもので対応されている。

ウ. LEPの法的地位と予算執行、ガバナンス

LEPは任意団体であり、特別の法的地位は有していない。DCLGの立場からこの点については特に関与しないこととなっている。West of England LEPの場合はCompany Limited by Guaranteeという形態をとっている。これは、利益をあげられるが、その利益はその会社のために再度使用する必要がある制限がついた法人である。このほか18か所はCommunity Interest Companyという形式、それ以外はVoluntary Partnershipとなっている。これは、2～3名程度で運営されており、Chief Executiveはいるが、そのほかの

スタッフは自治体から出向のような形で借りるか、外部コンサルタントを雇って運営されている。

LEPは直接政府からお金を受け取ることはできない組織とされている。LEP内の複数の自治体のうちの1つがその地域を代表するLead Local Authorityとして指名され、政府から支給される資金の管理は全てLead Local Authorityが実施することとなっている。このためLEPそのものは小さい組織で運営可能な仕組みとなっている。

LEPの意思決定については、意思決定機関としてボードが設置されており、すべての意思決定はボードが責任を持つ体制となっている。

DCLGはLEP Assurance Framework^(※3)を策定しており、LEPの運営およびボードの意思決定等の透明性などについて一定のガイドラインを提示している。これによれば、以下の規定が定められている。

- ボードの委員長は、地元のビジネス界の代表者である必要がある（地元の政府の政治家では不可）
- ボードの最低半分以上はビジネス界からの代表である必要がある
- 人選と任命についてはLEPボードに任されている（透明性が担保されている限り）
- 残りのメンバーは自治体の主導的立場にある人が占める（大学の代表、研究機関の代表、慈善団体の代表が参加するケースもあり）

一般に、ビジネス界の代表者と地方政府の代表者の考え方にかい離があることをDCLGは問題視している。地元のビジネスの代表者は、早く仕事をして結果を出そうとする傾向があり、一方で地方政府の代表者は、委員会ではっきりした手順を決めること、民主的プロセスに重きをおく傾向がある。

LEPの組織運営に関しては、DCLGも一定の指導的役割を果たしている。LEPの組織運営資金は原則として自治体と企業が自ら手当てする必要がある。しかし、現実には企業等からの協力が得

(※3) 参考文献3) を参照

られず、組織立ち上げに苦しむLEPが多かった。そこで、資金をLEP自ら手当てすることを条件として、DCLGは運営費用を当初各LEPに拠出した（現在は拠出していない）。DCLGによれば、LEPによって今後運営リソース面で大きく差が生じていくことが予想されている。DCLGはLEP Assurance Frameworkに基づきLEPの運営をモニタリングしている。また、各LEPに対するリレーションシップマネジャーがDCLGに設置されており、彼らは自らの担当LEPへの支援などを行っている。DCLGによる指導の事例として、例えば、LEPからの個別プロジェクトの資金申請がなされた場合に、Value for Moneyなどの観点で質が低い場合などはDCLG側が内容の精査や再検討などの指導を行っている。あるいはプロジェクトの熟度が低い（時期尚早）場合などについて、資金提供の優先度をDCLG側で変更する判断を行うことがある。

（４）EZの仕組み

いずれのEZも競争力を有する特定の産業分野を有している（例：航空宇宙、自動車、ライフサイエンス等）。ロンドン以外のeight core cities（バーミンガム、ブリストル、リーズ、リバプール、マンチェスター、ニューカッスル、ノッティンガム、シェフィールド）が設定されており、この8都市には全てEZが指定済みとなっている。2015年8月の時点で、1.9万人の新規雇用、22億ポンドの民間投資、500以上の新規企業立地が実現している。

立地企業へのメリットとして、以下の4点が制度上規定されている。

- ・法人税（居住用以外のオフィス・工場等の資産への課税）の全額免除（27.5万ポンドを上限として5年間）
- ・企業の設備投資への減免が適用されるゾーンもある
- ・planningの許可手続きが簡素化される（Local

Development Orderが事前に策定されることによって、許可手続きの事前明示性が高められている）

- ・EZ内のブロードバンド等のインフラ設置について政府が優遇措置を行う

地方自治体へのメリットとしては、法人税は通常50%のみ自治体が保有し残りは国税となることと、EZの効果によってEZ内で徴収される法人税が増加する分（25年間にわたり）を全額地方自治体が保有できる点がある。

（５）West of England LEPの事例

West of England LEPについては、Bath and North East Somerset Councilの行政担当者に運営状況についてインタビューを実施した結果に基づき、調査概要を示す。

ア. West of England LEPの概要

West of England LEPは、ロンドンの西方の4つの自治体の連合組織であり、ロンドンまで列車で1時間20分の距離圏に立地する（図2）。人口規模は全体で110万人程度である。4つの自治体は、中心都市であるブリストル（人口44.2万人）、世界遺産に指定されているバースの市街地を含むBath & North East Somerset（人口18万人）、North Somerset（20.8万人）、およびSouth Gloucestershire（27.1万人）から構成されてい

The West of England



図2 West of England LEPの対象自治体^(※4)

(※4) 以下を参照（最終アクセス：2016年4月21日）

<http://www.westofenglandlep.co.uk/about-us/the-west-of-england/>

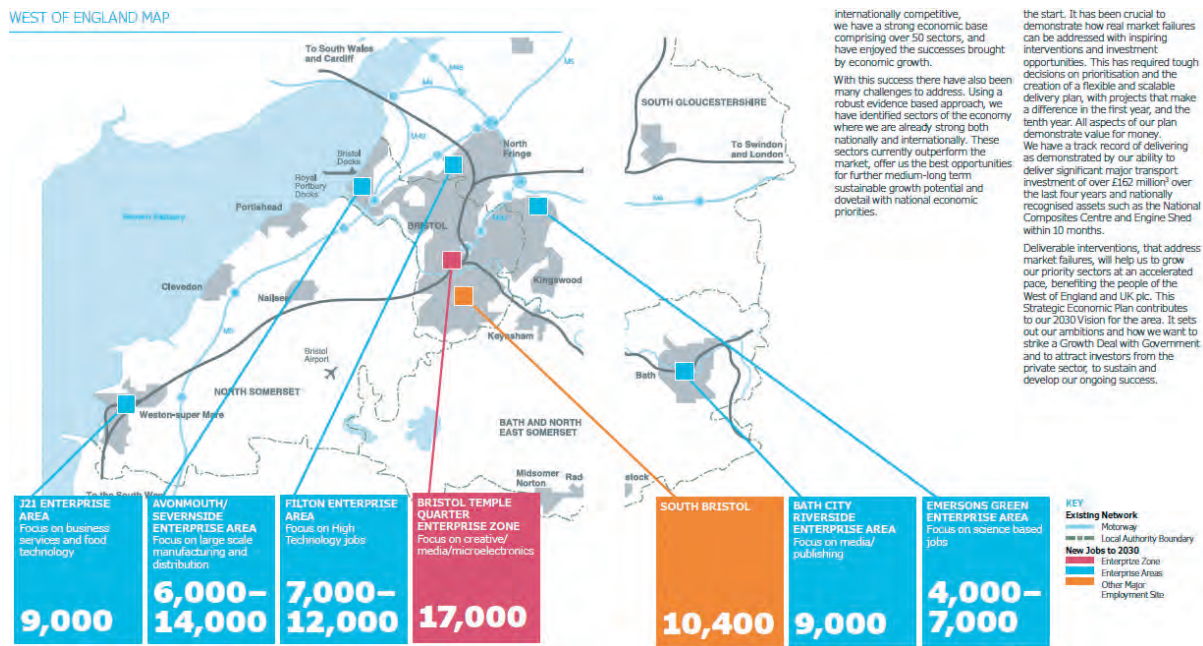


図3 West of England LEP: Enterprise Zone and Enterprise Areas (※5)

る。域内のGross Value Added は250億ポンドに達する。

SEPには、EZなどの位置とそれらに対応した主要産業分野や新規雇用創出目標数が設定されており、例えばBristol Temple Quarter Enterprise Zoneでは1.7万人の雇用創出目標値（2030年まで）が設定されている（図3）。West of England LEPではEZ設置に関して特例が中央政府から認められている。通常は、EZは1つのLEP内に1つのみしか設定できないが、West of England LEPの場合には、EZの候補地が6か所提示されたため、以下のように調整された。EZ設定は1か所のみ原則に従い、中心的都市であるブリストル内にEZを設定しているが、残りの5か所の候補地についてもEnterprise Areaとしての指定を行うことを中央政府から了解を取り付けた。これによって、Enterprise AreaについてもEZと同様に、指定区域内で徴収される法人税収増加分を全額地方自治体が保有できることで政府と合意した。ただし、企業向けの税制優遇措置についてはブリストル内のEZのみ適用されることになっている。

2011年のLocalism Actに関連して、イギリスでは直接公選首長制度導入の是非を問う住民投票が実施され、ブリストル市については同制度が導入された。これに基づき中央政府は権限をブリストル市に移譲するための都市協定（City Deal）を締結することとなった。この都市協定の内容は一般には各都市と中央政府との交渉で決定され一律の内容にはならないが、おおむね都市圏でインフラ改善の結果得られた国税増収分の一部を財務省が都市圏に交付するケースや、交通・職業訓練等の予算の使途決定権限が地方に移譲されるなどの内容が含まれている。また、City Dealは都市単位ではなくLEP単位での締結となるケースが多くなっている。ブリストル市についても、中央政府とWest of England LEPとの間での締結とし、大臣、4つの自治体の長とLEPのリーダーが署名する形態をとっている。内容はLEP内のEZとEnterprise Areaについての上述の優遇措置や交通・職業訓練等の予算の使途決定権限委譲などについて規定がある。

West of England LEPではこのCity Dealに基づく中央政府からの資金（5億ポンド）を獲得

(※5) 以下を参照（最終アクセス：2016年4月21日）

<http://www.westofenglandlep.co.uk/assets/files/About%20Us/Strategic%20Plan/LEP225%20SEP%20All%20Final.pdf>

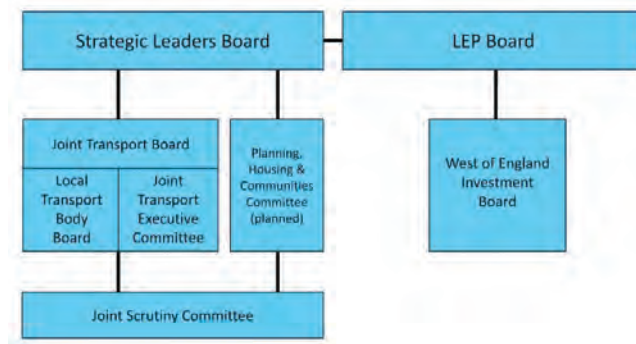


図4 West of England LEP ガバナンス構造 その1 ^(※6)

LEP Sector/Cross cutting Group Structure Chart (updated Aug 2015)

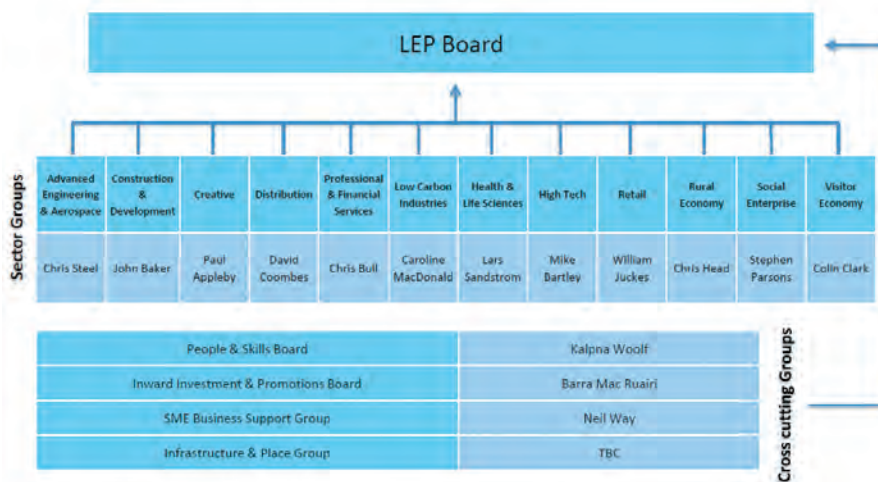


図5 West of England LEP ガバナンス構造 その2 ^(※6)

することに加えて、Local Growth Fund、Revolving Infrastructure FundおよびEUからの資金等の調達を担っている。

West of England LEPのガバナンス構造は、LEPの組織運営の意思決定機関としてLEPボードが設置され、4つの自治体の長のほかに、ビジネス界からの代表者が8名と地域内の大学関係者が1名で総計13名がボードメンバーとなっている。LEPボードの下には、12分野の産業セクター分野別の政策担当組織が設置されている。12分野は以下に示す内容であり、このうち最初の5分野が重点分野とされている(図4、5)。

- Advanced Engineering, Aerospace & Defense
- High Tech

- Low Carbon Industries
- Creative and digital
- Professional and Financial Services
- Construction & Development
- Distribution
- Health & Life Sciences
- Retail
- Rural Economy
- Social Enterprise
- Visitor Economy

このほか、分野横断的組織として、「人材・スキル関連」、「地域内投資・地域プロモーション関連」、「中小企業ビジネスサポート関連」および「インフラ・場所関連」の4分野が経済成長ドラ

(※6) 以下を参照(最終アクセス:2016年4月21日)
<http://www.westofenglandlep.co.uk/about-us/structure/>

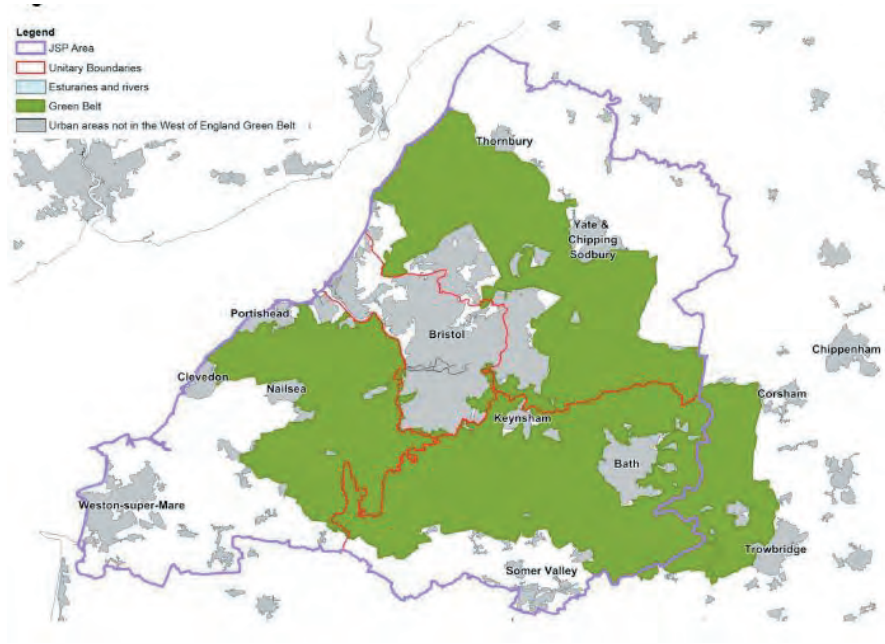


図6 Bristol Bath Green Belt 指定状況^(※7)

イバー分野として政策担当組織が設置されている(図5)。

SEPには、上述の12分野についてそれぞれ重点プロジェクトの個別の詳細な内容や予算およびそれぞれの経済成長ドライバー4分野との関連性について説明する詳細なマトリクスが記述されている。

LEP ボードの会議は一般には非公開である。一方で、政府資金の執行については、民主的・公的な手続きによる必要があるということで、別途ストラテジック・リーダーズ・ボードを設置し、ここでの公的なミーティングで、一般市民が参加できるような所で意思決定がなされることとなっており、会議も全て公開されている。ストラテジック・リーダーズ・ボードのメンバーは4自治体の長である。また、LEPではさまざまな公的資金の申請や各種の調整を行っており、それらを一括して調整するWest of England インベストメント・ボード(自治体代表4名およびビジネス界代表からなる計10名のメンバー)が設置されている。LEPの事務局機能は、専任職員のほか自治体からの出向者も含まれている。

イ. West of England LEPにおける実務面の課題

LEPにおいて意思決定される政策の実施は、各自治体に委ねられている。この段階で、特に正規の都市計画の内容との整合性の確保に関して下記の課題を抱えていることが明らかになった。以下の内容は主にバース市の都市計画担当者およびGavin Parker教授(University of Reading)からのインタビュー結果に基づくものである。

LEPが作成するSEPの内容は、強気の経済成長目標を定めることが中央政府の意向上奨励されている。この内容は自治体の長が合意していることによっているものの、法定上正式の手続きを経ているわけではなく、いわば“ambition”(野心的な意思)でしかない。LEPが作成するSEPの内容として、主に新規に創出される雇用目標数が重要な内容となる。この雇用数増加に対応してその受け皿となりうる新規住宅供給目標数についても議論が行われ、LEP内の各自治体においてそれぞれ新規住宅供給目標量を設定することが必要となる。DCLGの立場としては、LEPに関係する各自治体がLEPのSEPを最終決定する段階では、その内容に同意した上で自治体の長が署名を行うもの

(※7) 参考文献8)を参照

としている。

一方で、個々の自治体の都市計画部局では、既存のさまざまな規制等を詳細にスタディした上で実際に開発可能な区域と開発量を、正式な法的手続きに基づく法定文書（Core Strategy：マスタープラン的趣旨をもった文書）に位置づけていく必要がある。

バース市の場合には、既存のグリーンベルトにおける規制や、世界遺産に指定されていることによる規制が厳しい状況にある（図6）。例えば、世界遺産指定取り消しにならないためには高層の建築について厳しい規制が適用されている。また、10世帯以上の住宅開発についてはあらかじめ指定された開発予定の区域内でしか実施できない。また開発促進側の事業者からグリーンベルト指定区域の一部解除への要望がある一方で、開発抑制を強く要望する市民側の声も大きい。こうした中で、LEPのSEPにおいてバース市に割り当てが想定された雇用増加数（9,000人）に対応する新規住宅供給目標数に対して、実際に都市計画部局として2029年までに開発可能と判断された住宅戸数に対応しうる雇用増加数は7,000人台の数値でエビデンスを準備することとなった。

一方で、バース市における都市計画の法定手続きでは、都市計画の内容は最終的にPlanning Inspectorによって公開審問をうける必要がある。2011年の政権交代による地方分権政策の一環として、Localism Actなどの成立などを通じて、地方分権促進の主旨で都市計画制度も大きく制度変更がされている。従来までは多数の膨大なPlanning Policy Guidance（PPG）の政策文書が中央政府から示され、都市計画実務においては計画上のガイドライン・規範となる内容が詳細に規定されてきた。しかし、これらのPPGの文書は全て廃止され、その代わりにNational Planning Policy Framework（NPPF）が制定された。NPPFの内容量は少なく、大きな方針のみが簡潔に提示されている。またRDA廃止に伴いLEPが設置されているが、関係する自治体間での水平調整義務がNPPFに“Duty to cooperate”として規定され

ている。Planning InspectorはこのNPPFの内容に準拠して、バース市のマスタープランを審理することとなるため、当然LEPによるSEPの内容との整合性について審理段階で追求される対象となる。結果としてバース市の場合にはLEPのSEPでの規定内容よりも少ない住宅供給目標量を設定する件についてやむをえないこととして了承されている。

上述の状況によって、PPGによる詳細なガイドラインやRDAによる地域計画が廃止されたため、NPPFへの整合性や“Duty to cooperate”の実際の運用では解釈の幅が拡大している。現場ではどの程度まで調整をすればNPPFの規定趣旨を満たしたとみなされるかについて混乱を生じ、Inspectorによる解釈とのずれが生じるなどの課題があるとされる。NPPFにおける“Duty to cooperate”という調整義務規定は、“Duty to cooperate”は“Duty to agree”を意味しているわけではない、との皮肉的コメントもなされている。これに象徴されるように、中央政府による地方分権推進政策によって、運用上解釈に委ねられる領域が拡大し、調整にかえて時間と懸念などが指摘されている。一方では、中央政府の強い方針として経済成長重視の内容もNPPFに規定されており、バース市のような開発抑制・保全志向の政策を有している自治体では、両者の確執が生じやすい面も顕在化していることが指摘されている。

3. 調査結果のまとめ、および今後の日本における広域連携への含意

2011年のイギリス政府の政権交代によって、「地方分権促進、地元主導の意思決定尊重」の潮流とともに、「国からのトップダウンによる成長戦略促進という地方への圧力」の2つの方針が対立しながら進められようとしている状況がうかがわれた。

LEPおよびEZの仕組みと運用から、もともと国の保有してきた税の使い道を地域主導の意思決

定に委ねる領域を拡大しようという意図があることが明らかになった。公的資金における競争的資金の領域を拡大するとともに、実態としての経済圏域に基づき地域主体ベースの意思決定を重視している。また、資金申請においては通常の固定的・汎用的な計画に基づく一般財源ではなく、特定の目的志向・プロジェクトベースでの申請を促す仕組みとなっている。またLEP内部での広域連携を促進するとともに、税の投資先をエリアおよび分野双方について「選択と集中」を促している。また意思決定についても、従来型の民主的政治手続きではなく、ビジネス主導の手続きが導入されている。ビジネス界からの代表が意思決定責任を有するボードメンバーとなり、公的資金の活用の優先順位付けなどの戦略策定や意思決定に関与する仕組みであることが大きな特徴である。これは法人市民的な観点が導入されているようにも思われる。

一方で、こうしたLEPによる機動的な成長戦略も、実際の実施段階では各自治体が主体となり、法定の計画手続きで受け止めてそれらを実施することが必要となっており、法定手続きのスピードアップ化、自治体間の水平調整、各自治体組織内部における部局間水平調整の円滑化が依然として実務上は課題となっていることがうかがわれた。特にイギリスの都市計画の許可手続きは一般に時間を要し、経済成長促進の観点からはこれが阻害要因になっているとの指摘がイギリス内の各方面からなされ、この手続き面の簡素化が依然として容易ではないこともうかがわれる。

今回の調査では、詳細に立ち入っていないものの、従来からイギリスのEZでの開発については、単にEZの指定だけでなく、開発公社を同時に設置することによって開発権限と手続きの一元化を図ることで実施面の効果があがっていたという指摘もある。2011年以降の状況において、この観点について今後更に検証することが必要であろう。

日本においては、近年導入されてきた一連の特区制度には、公民連携の仕掛けやプロジェクトベースの提案による資金申請等の考え方などについて、

一定程度上述したアプローチが導入されているものと推察される。日本については、個々の広域連携での地域内において、実際にプロジェクトを発意し最終的に実現に至るまでのプロジェクトマネジメントを担うマネジメント組織と専門の人材の確保のありようが今後の重要な検討課題となろう。この点で、イギリスの事例においてはDCLGにおいてプロジェクト評価を行いうる専門家や各LEPとの調整を行う担当者の資質と役割のあり方について留意する必要があるだろう。更に、各LEPの意思決定機関に参画する民間ビジネス界からの専門家については、ビジネス上の観点を反映することが期待されているだけではなく、厳格な利益相反規定が適用されており、既存組織の利益を代表するのではなく、真に公益性の観点から公共貢献できる専門の人材として機能しているであろうことにも留意する必要がある。日本における今後の広域連携と地域開発におけるマネジメント組織を構想する際には、こうした公民双方のセクターからの専門的人材の確保に係る社会システムのあり方についても同時に検討する必要性があるだろう。

参考文献

- 1) 一般財団法人自治体国際化協会「英国の地方自治（概要版）2015年改訂版」
(<http://www.jlgc.org.uk/jp/wp-content/uploads/2010/03/LOCAL-GOVERNMENT-IN-THE-UNITED-KINGDOM-2015.pdf>)
- 2) “Local growth: realising every place's potential: Presented to Parliament by the Secretary of State for Business, Innovation & Skills by Command of Her Majesty 28 October 2010” HM Government, CM7961, ISBN 9780101796125
(https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/32076/cm7961-local-growth-white-paper.pdf)
- 3) “Local Enterprise Partnership (LEP) Assurance Framework,” December 2014, HM Government

- (https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/386642/bis-14-1241-local-enterprise-partnership-LEP-national-assurance-framework.pdf)
- 4) Enterprise Zone Website (<http://enterprisезones.communities.gov.uk/>)
- 5) West of England Local Enterprise Partnership Website
(<http://www.westofenglandlep.co.uk/>)
- 6) Bristol City Region Growth Deal
(<http://www.westofenglandlep.co.uk/assets/files/Funding/City%20Deal%20and%20Implementation%20Action%20Plan.pdf>)
- 7) West of England Local Enterprise Partnership Growth Deal Assurance Framework
(<http://www.westofenglandlep.co.uk/assets/files/Funding/3.%20WoE%20LGF%20Accountability%20and%20Assurance%20Framework%20Final%2016Mar15%20WEB%2023Mar16.pdf>)
- 8) “West of England Local Enterprise Partnership Joint Spatial Plan Green Belt Assessment November 2015”